別記様式

（表　面）

社会福祉施設職員等退職手当共済法第 23 条第2項の規定による身分証明書	第　　号 平成　　年　　月　　日交付 写真 厚生労働大臣 又は都道府県 知　事　の　印 官職又は職名　　氏　　名 生年月日

（裏　面）

注意 1　この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2　この身分証明書は、交付の日から1年間有効とする。 3　この身分証明書は、有効期間が経過し、又は不明となつたときは、すみやかに、返還しなければならない。	社会福祉施設職員等退職手当共済法（抄） （立入検査） 第 23 条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。 2　前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3　第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　この身分証明書は、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折りとすること。

（日本工業規格A7）